

## 新築住宅に対する固定資産税及び都市計画税の減免要綱

平成12年3月30日  
11主税税第408号  
知事決定

改正 平成14年12月24日14主税税第410号  
平成16年 3月11日15主税税第561号  
平成17年 3月18日16主税税第474号  
平成18年 3月17日17主税税第430号  
平成19年 3月20日18主税税第390号  
平成20年 4月30日19主税税第373号

### (目的)

第1 東京都は、新築住宅の取得を税制面から支援し、もって景気対策、良質な住宅ストックの形成に資するため、住宅がこの要綱に定める要件に該当する場合は、東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号）第134条第1項第4号及び第188条の30の規定に基づき、当該住宅に係る固定資産税及び都市計画税の減免を行う。

### (対象)

第2 固定資産税及び都市計画税の減免は、平成12年1月2日から平成21年1月1日までの間に新築された住宅（以下「新築住宅」という。）について行う。

### (減免の割合)

第3 新築住宅に対する固定資産税及び都市計画税の減免割合は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合とする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の6第1項若しくは第2項又は同法附則第15条の8第1項若しくは第3項から第5項までの規定の適用を受ける住宅（人の居住の用に供する部分で床面積120平方メートル以下の部分に限る。(2)において、「(1)の住宅」という。）については、10割とする。
- (2) (1)の住宅以外の住宅については、5割とする。

### (減免の期間)

第4 新築住宅に対する固定資産税及び都市計画税の減免は、当該新築住宅に対して新たに固定資産税及び都市計画税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税及び都市計画税に限り行う。

(減免事務の運営)

第5 減免事務の運営については、この要綱の定めるところによるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(実施時期)

第6 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則(平成14年12月24日14主税税第410号)

(実施時期)

第1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則(平成16年3月11日15主税税第561号)

(実施時期)

第1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則(平成17年3月18日16主税税第474号)

(実施時期)

第1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則(平成18年3月17日17主税税第430号)

(実施時期)

第1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

(経過措置)

第2 この要綱による改正後の要綱第3(1)の規定は、平成18年4月1日以後に新築された住宅に対する固定資産税及び都市計画税の減免について適用し、平成12年1月2日から平成18年3月31日までに新築された住宅に対する固定資産税及び都市計画税の減免については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月20日18主税税第390号)

(実施時期)

第1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則(平成20年4月30日19主税税第373号)

(実施時期)

第1 この要綱は、平成20年4月30日から実施する。